（別添１）

利用者負担額の支払い猶予に係る取扱いについて

１．障害福祉サービス事業所等の請求について

利用者負担額の支払いを猶予された者に対する介護給付費等の請求については、請求明細書の「請求額集計欄」の「利用者負担額②」に０と記載して請求すること。利用者負担額の支払いを猶予した場合の給付費明細書の記載方法は、別紙１－１を参考とされたい。

２．国保連システムにおける受給者情報について

障害福祉サービス等に係る利用者負担額の支払いが困難な者に対しては、「令和８年熊本地震による被災者に係る障害福祉サービス等に係る利用料等の取扱いについて」（令和８年８月４日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室ほか事務連絡）により、利用者負担額の支払いを猶予し、免除できるものとしたが、その場合、市町村においては、免除対象とした受給者について、「給付費等の額の特例情報」を設定した受給者異動連絡票情報（基本情報）（障害児支援の場合は、障害児支援受給者異動連絡票情報（基本情報））（以下「受給者情報」という。）を作成し、当該データを国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ送付すること。

また、利用者負担額免除が適用終了となった場合には、当該受給者について「給付費等の額の特例情報」が該当しなくなった受給者情報を作成し、当該データを国保連へ送付すること。

その場合における受給者情報の設定方法については、別紙１－２を参考とされたい。

３．国保連における一次審査について

上記の２の対応を行わない場合、国保連における請求情報に対する一次審査で「エラー」となるが、庁舎の被災等により、市町村等において受給者情報の整備ができない場合が想定されることから、令和８年７月サービス提供分に関して、下表のエラーについては「警告（重度）」へ変更するので、御承知おき願いたい。

＜「エラー」から「警告（重度）」に変更するエラーコード一覧＞

エラーコード	エラー内容
EG79	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の給付費等の額の特例情報が登録されていません
EG80	資格：障害児支援受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の給付費等の額の特例情報が登録されていません
EG81	資格：障害児支援受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の給付費等の額の特例情報が登録されていません
EN21	資格：請求額集計欄の「利用者負担額②」が「１割相当額」、または受給者台帳の給付費等の額の特例情報「市町村が定める額」と一致していません
EN24	資格：請求明細書の請求額集計欄の「利用者負担額②」が障害児支援受給者台帳の「多子軽減対象区分」に応じた値と一致していません

（別添１）

EN25	資格：請求明細書の請求額集計欄の「利用者負担額②」が受給者台帳の給付費等の額の特例情報「都道府県等が定める額」と一致していません

※１　当該措置は熊本県に限定したものであり、同県以外の都道府県及び市町村においては、一次審査結果への影響は発生しない。

※２　熊本県国保連の一次審査は、熊本県内の全市町村の受給者の請求に対し一括で処理を行っているため、熊本県内の全市町村において、上記エラーコードの一次審査結果が「エラー」から「警告（重度）」に変更されることとなる。したがって、通常の二次審査業務が可能な熊本県内の市町村においても、上記エラーコードについて二次審査を行い支払いの可否を判断する必要がある。

※３　令和８年８月サービス提供分以降について、別途連絡するまでの間は、引き続き上記のエラーコードを「警告（重度）」とするので、御承知おき願いたい。

（様式第二）

別紙１－１

介護給付費・訓練等給付費等明細書

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助）

市町村番号	1	2	3	4	5	6
助成自治体番号						

令和	0	8	年	0	7	月分

受給者証番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
支給決定障害者等氏名	厚生　太郎									
支給決定に係る障害児氏名										

請求事業者											
	指定事業所番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
	事業者及びその事業所の名称	居宅介護サービス事業所									
		地域区分	その他								
	就労継続	無し									

利用者負担上限月額 ①	3	7	2	0	0	就労継続支援A型減免対象

利用者負担上限月額は、利用者負担額の支払いが猶予された場合であっても変更しない。

利用者負担上限額管理事業所	指定事業所番号	
	事業所名称	

サービス種別																													
1	1	開始年月日	令和	0	8	年	0	7	月	0	1	日	終了年月日	令和			年			月			日	利用日数	2	6	入院日数		
		開始年月日	令和			年			月			日	終了年月日	令和			年			月			日	利用日数			入院日数		
		開始年月日	令和			年			月			日	終了年月日	令和			年			月			日	利用日数			入院日数		

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード						単位数				回数			サービス単位数					摘要
	基本報酬A	1	1	X	X	X	1		6	4	4		2	6	1	6	7	4	4	
	加算B	1	1	X	X	X	2	3	3	4	9			1		3	3	4	9	
	加算C	1	1	X	X	X	3	2	5	1	2			1		2	5	1	2	

請求額集計欄																						合計					
サービス種類コード		1	1	居宅介護																							
サービス利用日数		2	6	日						日																	
給付単位数			2	2	6	0	5																2	2	6	0	5
単位数単価		1	0	0	0	円/単位															円/単位						
総費用額		2	2	6	0	5	0															2	2	6	0	5	0
1割相当額			2	2	6	0	5																				
利用者負担額②							0																				
上限月額調整(①②の内少ない数)							0																				0
A型減免	事業者減免額																										
	減免後利用者負担額																										
調整後利用者負担額																											
上限額管理後利用者負担額																											
決定利用者負担額							0																				0
請求額	給付費	2	2	6	0	5	0															2	2	6	0	5	0
自治体助成分請求額																											

利用者負担額の支払いが猶予された者については、「請求額集計欄」の「利用者負担額②」に「0」と記載する。

特定障害者特別給付費	算定日額				日数		給付費請求額					実費算定額				

	1	枚中		1	枚目

別紙１－２

災害等の特例が適用となった場合の受給者情報の設定について（１／２）

災害等の特例（障害者総合支援法第３１条（※１））を適用した場合、受給者異動連絡票情報（基本情報）（※２）は以下のとおり設定する。

※１　児童福祉法については、「法第２１条の５の１１」又は「法第２４条の５」。

※２　障害児支援の場合、「受給者異動連絡票情報（基本）」は、「障害児支援受給者異動連絡票情報（基本）」に読み替える 。

【現在の受給者台帳情報（基本情報）】

異動年月日	異動区分コード	証記載市町村番号	受給者証番号	利用者負担上限額情報				給付費等の額の特例情報			
				…	利用者負担上限月額	利用者負担上限月額有効期間（開始年月日）	利用者負担上限月額有効期間（終了年月日）	市町村が定める額の適用有無	市町村が定める額	市町村が定める額の有効期間（開始年月日）	市町村が定める額の有効期間（終了年月日）
20250701	1:新規	999999	9911111111	…	37200	20250701	20260630	1:無し	－	－	－

【送付する異動連絡票情報（基本情報）】

異動年月日	異動区分コード	証記載市町村番号	受給者証番号	利用者負担上限額情報				給付費等の額の特例情報			
				…	利用者負担上限月額	利用者負担上限額管理有効期間（開始年月日）	利用者負担上限額管理有効期間（終了年月日）	市町村が定める額の適用有無	市町村が定める額	市町村が定める額の有効期間（開始年月日）	市町村が定める額の有効期間（終了年月日）
20260701	2:変更	999999	9911111111	…	37200	20260701	20270630	2:有り	0	20260728	20270131

・障害福祉サービス等に係る利用者負担額の支払いが困難な者について、利用者負担額の支払を猶予・免除（報酬の10割を給付）する場合、受給者情報の「市町村が定める額の適用有無」を「2:有り」とし、「市町村が定める額」に免除後の利用者負担額（0）を設定する。

・「市町村が定める額の有効期間（開始年月日及び終了年月日）」には、災害等特例が適用される期間を設定する。なお、開始年月日および終了年月日が月途中であっても、システム上、１月単位での「市町村が定める額」とする。

※利用者負担上限月額について、変更する必要はない。

別紙１－２

災害等の特例が適用となった場合の受給者情報の設定について（２／２）

災害等の特例（障害者総合支援法第３１条（※１））が適用終了となる場合、受給者異動連絡票情報（基本情報）（※２）は以下のとおり設定する。

「※１」及び「※２」については、前頁に記載のとおり。

【現在の受給者台帳情報（基本情報）】

異動年月日	異動区分コード	証記載市町村番号	受給者証番号	利用者負担上限額情報				給付費等の額の特例情報			
				…	利用者負担上限月額	利用者負担上限月額有効期間（開始年月日）	利用者負担上限月額有効期間（終了年月日）	市町村が定める額の適用有無	市町村が定める額	市町村が定める額の有効期間（開始年月日）	市町村が定める額の有効期間（終了年月日）
20250701	1:新規	999999	9911111111	…	37200	20250701	20260630	1:無し	－	－	－
20260701	2:変更	999999	9911111111	…	37200	20260701	20270630	2:有り	0	20260728	20270131

【送付する異動連絡票情報（基本情報）】

異動年月日	異動区分コード	証記載市町村番号	受給者証番号	利用者負担上限額情報				給付費等の額の特例情報			
				…	利用者負担上限月額	利用者負担上限額管理有効期間（開始年月日）	利用者負担上限額管理有効期間（終了年月日）	市町村が定める額の適用有無	市町村が定める額	市町村が定める額の有効期間（開始年月日）	市町村が定める額の有効期間（終了年月日）
20270201	2:変更	999999	9911111111	…	37200	20260701	20270630	1:無し	－	－	－

「市町村が定める額の有効期間（終了年月日）」の翌月において、「市町村が定める額の適用有無」を「１．無し」に設定する。